

令和 8 年第 3 回宝塚市議会定例会提出議案

報告第 5 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）

議案第 65 号 令和 8 年度宝塚市一般会計補正予算（第 2 号）（別冊）

議案第 66 号 令和 8 年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）（別冊）

議案第 67 号 令和 8 年度宝塚市水道事業会計補正予算（第 2 号）（別冊）

議案第 68 号 令和 8 年度宝塚市下水道事業会計補正予算（第 1 号）（別冊）

議案第 69 号 令和 8 年度宝塚市病院事業会計補正予算（第 1 号）（別冊）

議案第 70 号 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 71 号 宝塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 72 号 宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 73 号 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 74 号 宝塚市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 75 号 宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 76 号 令和 7 年度宝塚市水道事業会計決算認定について

議案第 77 号 令和 7 年度宝塚市下水道事業会計決算認定について

議案第 78 号 令和 7 年度宝塚市病院事業会計決算認定について

議案第 79 号 工事請負契約（武庫川新橋耐震補強工事（その 1））の変更契約の締結について

議案第 80 号 工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その 3））の変更について

議案第 81 号 財産（救急自動車）の取得について

議案第 82 号 公の施設（宝塚市立男女共同参画センター）の指定管理者の指定について

議案第 83 号 公の施設（宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場）の指定管理者の指定について

議案第 84 号	公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について
議案第 85 号	市道路線の認定及び認定変更について
議案第 86 号	市道路線の認定について
議案第 87 号	市道路線の認定について
議案第 88 号	市道路線の認定について
議案第 89 号	市道路線の認定変更について
議案第 90 号	宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

報告第5号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）9月1日提出

宝塚市長 森 臨太郎

専決第14号

專 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年（2026年）7月24日

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市は、次のとおり市道の管理の瑕疵^{かし}による損害を賠償する。

1 賠償の理由

令和7年（2025年）9月11日午後5時30分頃、相手方が、相手方所有の自転車で市道1047号線を南進中、宝塚市中筋山手4丁目3番15号西側地先において、市道の管理が不十分であったため、同市道の横断側溝に設置されたグレーチング蓋に生じた隙間に同自転車の車輪が挟まり、体勢を崩して転倒し、負傷した。

この事故は、市道の管理の瑕疵によるものと認められるので、その損害を賠償する。

2 賠償の金額

金 8 9 5, 4 0 4 円

3 賠償の相手方

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第 70 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 事務員及び司書補助の項中「7, 820 円」を「8, 210 円」に改め、同表運動指導員の項中「7, 920 円」を「8, 320 円」に改め、同表保育補助員及び介助員の項及び栄養士の項中「8, 150 円」を「8, 560 円」に改め、同表軽作業員の項及び調理補助員の項中「7, 820 円」を「8, 210 円」に改め、同表調理員の項中「7, 920 円」を「8, 320 円」に改め、同表重作業員の項中「8, 150 円」を「8, 560 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第 8 の規定は、令和 8 年 10 月 1 日から適用する。

議案第 71 号

宝塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

宝塚市認可地縁団体印鑑条例（平成 12 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 72 号

宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 宝塚市病院事業の設置等に関する条例（昭和 58 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（組織）」を付し、同条の次に次の 1 条を加える。

第 4 条の 2 法第 14 条の規定に基づき、次の表のとおり管理者の附属機関を置く。

附属機関	担当事務	委員総数	構成
宝塚市新病院整備基本設計・実施設計業務事業者選定委員会	新病院整備に係る基本設計及び実施設計業務を行う事業者の選定に関する事務	6 人以内	知識経験者又は担当事務の遂行に適任と認められる者 3 人以内 市立病院の職員 3 人

2 前項に定めるもののほか、管理者の附属機関の運営に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

第 2 条 宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の前の見出しを削り、同条の見出しとして「（組織）」を付する。

第 4 条の 2 を削る。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 73 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例

宝塚市都市公園条例（昭和 44 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

安倉北第 2 公園	宝塚市安倉北 5 丁目 3 0 3 7 番
-----------	-----------------------

」

を

「

安倉北第 2 公園	宝塚市安倉北 5 丁目 3 0 3 7 番
口谷西第 5 公園	宝塚市口谷西 3 丁目 1 4 番 4 7

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 74 号

宝塚市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市都市景観条例の一部を改正する条例

宝塚市都市景観条例（平成 24 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書中「第 16 条第 7 項第 1 号から第 10 号まで」を「第 16 条第 8 項第 1 号から第 11 号まで」に改める。

第 18 条第 3 項中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

第 44 条の見出し及び同条中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 75 号

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例（平成 6 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「第 6 条の 2 第 2 項及び第 3 項」を「第 6 条の 2 第 2 項及び第 4 項」に改める。

第 14 条第 1 項中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 6 号

令和 7 年度宝塚市水道事業会計決算認定について

令和 7 年度宝塚市水道事業会計決算を、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

議案第 77 号

令和 7 年度宝塚市下水道事業会計決算認定について

令和 7 年度宝塚市下水道事業会計決算を、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

議案第 78 号

令和 7 年度宝塚市病院事業会計決算認定について

令和 7 年度宝塚市病院事業会計決算を、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

議案第 79 号

工事請負契約（武庫川新橋耐震補強工事（その 1））の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 武庫川新橋耐震補強工事（その 1） |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 当 初 契 約 金 額 | ¥ 99,783,200.- |
| 4 | 前回変更請負金額 | ¥ 108,885,700.- |
| 5 | 今回変更請負金額 | ¥ 256,667,400.- |
| 6 | 今回変更による増額 | ¥ 147,781,700.- |
| 7 | 契 約 の 相 手 方 | 宝塚市平井 2 丁目 1 番 10 号
株式会社ニチゼン
代表取締役 高 屋 孝 弘 |
| 8 | 工 事 場 所 | 宝塚市美幸町外地内 |
| 9 | 工 事 概 要 | 道路土工 一式
舗装工 495 m ²
橋脚巻立て工 57 m ³
構造物撤去工 一式
仮設工 一式 |

議案第 80 号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その 3））の変更について

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その 3）、令和 6 年 12 月 20 日議案第 120 号で議決、令和 7 年 10 月 6 日議案第 84 号で変更議決、令和 8 年 3 月 13 日専決第 3 号で専決処分）の一部を次のとおり変更しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

「1 契約の目的 （都）荒地西山線道路新設改良工事（その 3）

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の金額 ￥584,455,300.-

4 契約の相手方 宝塚市栄町 2 丁目 1 番 2 号

宇都宮建設株式会社

代表取締役 宇都宮 秀 市

5 工事場所 宝塚市小林 1 丁目外地内

6 工事概要 道路土工 一式

擁壁工 一式

土留工 一式

階段工 一式

構造物撤去工 一式

舗装工 13,548 m²

排水構造物工 一式

縁石工 2,475 m

防護柵工 一式

区画線工 3,497 m

道路附属施設工 253 m²

照明工 一式

カルバート工 一式

仮設工 一式 』

中

「3 契約の金額 ￥584,455,300.- 』

を

「3 契約の金額 ￥666,010,400.- 』

に、

「6 工事概要

道路土工	一式	
擁壁工	一式	
土留工	一式	
階段工	一式	
構造物撤去工	一式	
舗装工	13,548 m ²	
排水構造物工	一式	
縁石工	2,475 m	
防護柵工	一式	
区画線工	3,497 m	
道路附属施設工	253 m ²	
照明工	一式	
カルバート工	一式	
仮設工	一式	』

を

「6 工事概要

道路土工	一式
擁壁工	一式
土留工	一式
階段工	一式
構造物撤去工	一式
舗装工	13,830 m ²
排水構造物工	一式
縁石工	2,436 m
防護柵工	一式

区画線工 3, 4 9 7 m

道路附属施設工 2 8 2 m²

照明工 一式

カルバート工 一式

仮設工 一式

」

に変更する。

議案第 81 号

財産（救急自動車）の取得について

次のとおり財産を取得しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年（2026年）9月1日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財産の種類及び数量 | 救急自動車1台 |
| 2 | 財産の配置場所 | 宝塚市西消防署栄町出張所 |
| 3 | 取得の目的 | 宝塚市西消防署栄町出張所の救急業務用 |
| 4 | 取得の金額 | ¥37,070,000.- |
| 5 | 取得の相手方 | 神戸市須磨区大池町3丁目1番1号
兵庫トヨタ自動車株式会社
特販営業所所長 中 井 立 周 |

議案第 82 号

公の施設（宝塚市立男女共同参画センター）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立男女共同参画センター |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 宝塚市中野町 4 番 11 号
特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西
理事長 田 上 時 子 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から
令和 14 年（2032 年）3 月 31 日まで |

議案第 83 号

公の施設（宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- 1 公の施設の名称 宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場
並びに宝塚市立自転車等駐車場
- 2 指定管理者となる団体 大阪市北区曽根崎新地 2 丁目 5 番 3 号
株式会社駐輪サービス
代表取締役 蘆 原 節 二
- 3 指定の期間 令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から
令和 14 年（2032 年）3 月 31 日まで

議案第 84 号

公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立長谷牡丹園 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 宝塚市大原野字丁裏 11 番地
特定非営利活動法人西谷仕事人
理事長 龍 見 昭 廣 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から
令和 14 年（2032 年）3 月 31 日まで |

議案第 8 5 号

市道路線の認定及び認定変更について

次のとおり市道路線を認定し、及び認定変更しようとするので、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

1 認定しようとする路線

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
4616	4616号線	起 点	口谷西3丁目21番2		m 32.90	m 最大 6.00
		終 点	口谷西3丁目19番13			最小 6.00
4617	4617号線	起 点	口谷西3丁目19番6		m 93.80	m 最大 6.00
		終 点	口谷西3丁目14番39			最小 6.00
4618	4618号線	起 点	口谷西3丁目14番56		m 107.10	m 最大 6.00
		終 点	口谷西3丁目14番48			最小 6.00

2 認定変更しようとする路線

整理 番号	路 線 名		認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
						路 線 延 長	路 線 幅 員
1202	変 更 前	1202号線	起 点	山本字口ノ南10番2		m 81.00	m 最大 0.90
			終 点	山本字口ノ南27			最小 0.90
	変 更 後	1202号線	起 点	口谷西3丁目19番10		m 44.75	m 最大 0.90
			終 点	口谷西3丁目24番			最小 0.90

議案第 8 6 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
4619	4619号線	起 点	仁川北3丁目7番8		m 21.95	m 最大 6.00
		終 点	仁川北3丁目7番5			最小 6.00

議案第 87 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
4620	4620号線	起 点	清荒神2丁目180番7		m 34.95	m 最大 11.10
		終 点	清荒神2丁目156番20			最小 4.80

議案第 8 8 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
4621	4621号線	起 点	山手台東5丁目10番9		m 80.40	m 最大 15.00 最小 6.00
		終 点	山手台東5丁目1番7			
4622	4622号線	起 点	山手台東5丁目10番8		m 139.00	m 最大 7.20 最小 6.00
		終 点	山手台東4丁目7番922			
4623	4623号線	起 点	山手台東5丁目1番9		m 29.35	m 最大 8.30 最小 3.00
		終 点	山手台東5丁目1番8			

議案第 89 号

市道路線の認定変更について

次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第 10 条第 3 項の規定により、
議会の議決を求める。

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

整理 番号	路 線 名		認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
						路 線 延 長	路 線 幅 員
5027	変 更 前	競馬場高 丸線	起 点	鹿塩 2 丁目 185 番 6 地 先 水路		m 458.00	m 最大 17.00
			終 点	仁川宮西町 43 番 2			最小 14.00
	変 更 後	競馬場高 丸線	起 点	鹿塩 2 丁目 185 番 6 地 先 水路		m 903.00	m 最大 36.20
			終 点	仁川清風台 41 番 2			最小 14.00

議案第 9 0 号

宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

宝塚市教育委員会の委員 4 人のうち 1 人の任期が、令和 8 年 9 月 3 0 日をもって満了するため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市教育委員会委員に任命しようとする者

住 所



氏 名 石 井 克 馬

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。